

# 平成31年2月 総会議事録

日 時 平成31年2月27日(水)  
午前9時30分  
場 所 豊橋市役所 東121会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 平成 31 年 2 月 27 日 (水)  
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 35 分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地  
豊橋市役所 東 121 会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案
    - 議案第 83 号 平成 30 年慶弔費の収支決算について
    - 議案第 84 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
    - 議案第 85 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
    - 議案第 86 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
    - 議案第 87 号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
    - 議案第 88 号 農用地利用集積計画について
    - 議案第 89 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
    - 議案第 90 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
    - 議案第 91 号 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画 (27 号計画) 定期検証について
  - (2) 報告
    - 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
    - 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
    - 報告第 5 号 現況証明について
    - 報告第 6 号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
    - 報告第 7 号 国税局からの農地の現況に関する照会書に対する調査結果について
- 4 その他  
連絡事項

## 5 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 ー	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 高部 宏生
16 番 ー	17 番 中島 博文	18 番 日向 勉
19 番 福井 直子	20 番 松井 一郎	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 ー

6 欠席委員 伊藤 英二 、内藤 喜章 、渡辺 政明

## 7 職務のため出席した者

事務局		農業企画課	
事務局長	鈴木孝昌	専門員	福井恒央
主幹	及部祥宏	主事	森本裕之
主任主事	大和田拓		
主事	小口博之		

## 8 議事の経過

- 事務局 定刻となりました。  
ただ今から豊橋市農業委員会2月総会を開会いたします。  
水野会長職務代理者、よろしく願いいたします。
- 会長職務代理者 <あいさつ>  
「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定に基づき、  
内藤会長の代理として、私が議長を務めさせていただきます。  
それでは、総会を始めます。
- 議長 本日は、議席番号5番伊藤英二委員、同16番内藤喜章会長、  
同24番渡辺政明委員から欠席の届出がありました。  
また、今泉委員から遅れる旨の連絡がありましたので、よろしく  
お願いいたします。  
なお、出席委員は、現時点では、24名中20名で過半数に達し

ておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認め、議席番号17番中島博文委員、同18番日向勉委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、14日の書類説明会、農業委員による現地調査、及び21日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

21日の農地審査会以降、農地法第3条関係の変更、取下げ、保留はございません。

以上です。よろしくお願ひします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

21日の審査会以降、4,5条関係におきましては特に変更取下げ等はございませんが、1点ご報告がございます。P4、5条番号2番の分家住宅の建設で、住宅への進入口として申請地西側の道路から進入する予定でしたが、申請地と道路の間に地目が豊川用水路の土地があります。当初は使用許可を取ることで一体利用地としては含めず申請をすることで市の建築指導課とも調整を行っていましたが、都市計画法上で問題があることが分かりましたので、豊川用水路の土地を一体利用地として含めることで調整しました。そのため、資料も備備欄に申請外豊川用水路50.16㎡を追記しております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

議案第83号「平成30年慶弔費の収支決算について」を議題といたします。

事務局 内容については、事務局に説明を求めます。  
はい、議長。説明いたします。  
＜資料1の平成30年慶弔費収支決算書（案）を説明＞  
なお、去る2月21日の運営委員会において、監査役である鈴木延安委員、近藤好幸委員に監査をしていただき適正に処理されたことを確認していただきました。  
説明は以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案を承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決しました。  
続きまして、議案第84号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番から12番までの12件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第84号、1ページ及び2ページをお願いします。  
取得目的について、番号1番、2番、5番から8番、11番、12番は経営規模拡大、番号3番は隣接農地を取得、番号4番は経営規模拡大のため受贈、番号9番、10番は近接農地を取得です。  
権利の種類について、番号1番、2番、8番、10番は賃借権の設定、番号3番から7番、9番、12番は所有権の移転、番号11番は使用貸借による権利の設定です。  
農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。  
第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機具の保有状況は、全案件とも、トラクター等大型機械を保有し

ており、その他必要な農機具も十分あります。従事者については、番号9番の申請者は従事者1名ではありますが、繁忙期には同居の妻が手伝う予定です。その他の案件につきましては、すべて2名以上の農作業従事者がいます。また、番号4番、5番の申請者は70歳以上の高齢者ではありますが、高齢者取得理由書が提出されており、労働意欲や健康状態に問題はなく、後継者の存在も認められます。

また、申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われま

す。  
第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当はありません。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第4号、取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも申請者が150日以上従事しています。

第5号、取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、全案件とも申請前から50a以上あります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、議案第85号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

事務局

内容については、事務局に説明を求めます。

はい、議長。説明させていただきます。

議案第85号、3ページをお願いします。

転用目的については、太陽光発電設備です。

農地種別については、1種農地と判断されますが、許可要件である集落接続に該当します。

資力については、自己資金のみです。

信用性については、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成31年3月25日に着工し、平成31年4月5日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、申請外宅地が287.83㎡あります。

計画面積の妥当性については、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、承諾を得た旨の記載があります。

一時転用については、該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員  
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして、議案第86号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第86号、4ページから5ページをお願いします。

権利の種類について、所有権移転は、番号1番、3番から8番です。使用貸借による権利の設定は、番号2番です。

転用目的については、番号1番、3番から5番、8番が太陽光発電設備、番号2番が分家住宅、6番が駐車場、番号7番が資材置場等です。

農地種別について、2種農地と判断されるのは、番号2番から4番、6番です。1種農地と判断されるのは、番号1番、5番、7番、8番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。

資力について、自己資金のみは、番号1番、6番、7番です。

借入金のみは、番号2番から5番、8番です。

信用性については、全案件とも、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成31年4月1日から平成31年5月1日までに着工し、平成31年5月31日から平成31年11月30日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号2番です。その他の案件については、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号2番は申請外豊川用水路が50.16㎡、番号6番は申請外雑種地が1,272㎡あります。その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書



の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番、3番、4番、5番、7番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号2番、6番、8番です。

一時転用については、該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号3番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したう豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第87号「農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。

番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第87号、6ページから8ページをお願いします。

番号1番から9番については、許可後、目的通り太陽光発電設備を建設しましたが、当初の転用事業者から記載の事業者へそれぞれ変更する必要性が生じたため、事業計画変更承認願いを申請するものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質

疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第 88 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

番号 1 番から 10 番までの 10 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第 88 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、1 月 28 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、10 件 12 筆 10,340 m<sup>2</sup>でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、さる 2 月 21 日の農地審査会において、中島博文委員、井川和英委員、木下忠久委員、鈴木延安委員、福井直子委員、村田恵理子委員、松井一郎委員、石橋正通委員、村松史子委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。  
 それでは質疑に入ります。  
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」  
 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」  
 議長 異議なしと認めます。  
 よって本案は、原案のとおり決しました。  
 続きまして、議案第 89 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。  
 番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。  
 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
 議案第 89 号 13 ページをご覧ください。  
 議案第 89 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。  
 番号 1 番は、水稻、畑作及び果樹による経営です。特例農地の 4 筆は水稻の栽培、3 筆は白菜等野菜の栽培、3 筆は柿の栽培、3 筆は保全管理です。  
 番号 2 番は、水稻及び果樹による経営です。特例農地の 2 筆は水稻の栽培、4 筆は柿の栽培です。  
 番号 3 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 7 筆は水稻の栽培、1 筆は大根等野菜の栽培です。  
 番号 4 番は、畑作による経営です。特例農地の 2 筆は白菜等野菜の栽培です。  
 番号 5 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 3 筆は水稻の栽培、2 筆はキャベツの栽培、1 筆は保全管理です。  
 この 5 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域の農地は、番号2番に2筆、番号4番は、特例適用農地全てが該当いたします。

以上です。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。  
本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。  
よって本案は、さよう決しました。  
続きまして、議案第90号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。  
番号1番から5番の5件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第90号14ページをご覧ください。  
議案第90号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。  
番号1番は、水稻、畑作及び果樹による経営です。特例農地の2筆は水稻の栽培、2筆は柿の栽培、1筆は保全管理です。  
番号2番は、畑作及び果樹による経営です。特例農地の2筆は柿の栽培、1筆は保全管理です。  
番号3番は、水稻による経営です。特例農地の2筆は水稻の栽培です。  
番号4番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の3筆は水稻の栽培、1筆はネギ等野菜の栽培です。  
番号5番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の1筆は水稻の栽培、3筆はキャベツの栽培、3筆は保全管理です。  
この5件については、議案に記載の推進委員の方に現地調査をしていただいた結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認していただきました。

議 長           なお、市街化区域内の農地はありません。  
                   以上です。  
                   内容については、ただいまの説明のとおりです。  
                   それでは質疑に入ります。  
                   質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員           「進 行」  
 議 長           進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質  
                   疑を打ち切ります。  
                   これより採決に入ります。  
                   本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承  
                   認することに決して、異議ございませんか。

委員全員       「異議なし」  
 議 長           異議なしと認めます。  
                   よって本案は、さよう決しました。  
                   次に「議案第 91 号 地域の農業の振興に関する地方公共団体  
                   の計画（27 号計画）定期検証について」を議題といたします。  
                   番号 1 番の 1 件を上程いたします。  
                   内容については、農業企画課に説明をお願いします。

事務局           はい、議長。  
                   15 ページの議案第 91 号について説明させていただきます。  
                   地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる 27  
                   号計画に位置付けて農用地区域から除外した施設等についてで  
                   すが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第  
                   1 項第 27 号ハ（定期的な検証）を行う必要があるため、計画通  
                   りに効果が発揮されているかどうか、検証を行いました。  
                   今回の分は再検証となりますが、1 番の 1 件、効果が確認でき  
                   ないもの、のみとなります。  
                   この案件については、今後計画効果の達成に向けて、事業計画  
                   者と調整していくこととなり、来年以降も引き続き検証を続け  
                   ることとなります。  
                   この再検証結果につきましては、2 月 14 日木曜日の書類説明  
                   会において、農業委員の方々に説明をし、2 月 21 日木曜日の農  
                   地審査会において、本日の農業委員会総会の議案に付すこと  
                   について了解をいただいております。  
                   以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5  
                   第 1 項第 27 号ハ（定期的な検証）に基づいた検証について、農

業委員会の意見を聴かせていただくため、ご審議の程をお願いいたします。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）定期検証についての、農業委員会の意見は「適正である」と回答することに決して異議ございませんか。

「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案についての農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 以上で、本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。

議案の16ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から20番までの20件については、相続等により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に19ページをお願いします。

報告第2号の番号1番から7番までの7件、及び20ページからの報告第3号の番号1番から44番までの44件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に27ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から11番までの11件については、備考欄に記載の農地法第3条許可及び利用集積公告等を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に29ページをお願いします。

報告第5号の番号1番及び2番の2件については、20年以上非農地であることの現況証明願いです。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、平成31年2月20日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番及び2番とも農地課税でした。

次に30ページをお願いします。

報告第6号の番号1番は、名古屋法務局豊橋支局登記官からの照会です。

番号1番の1筆は、市街化区域の農地でした。

備考欄に記載の委員の皆さんに現地調査をしていただきました結果、現況は鉄道敷地として利用されており、農地性はなしと確認いたしました。

その内容を平成31年2月15日付けの事務局長名で回答いたしました。

次に31ページをお願いします。

報告第7号の番号1番は、名古屋国税局長財務事務官からの照会です。

7筆とも市街化調整区域で、3筆が農用地区域外、残り4筆が農用地区域内の農地でした。

備考欄に記載の委員の皆さんに現地調査をしていただきました結果、農用地区域内の4筆については、すべて農地であることを確認していただきました。

また、農用地区域外の3筆については、登記簿地目が山林で、現況も山林でしたので、農地性なしとし、これらの内容を平成31年2月12日付けの事務局長名で回答いたしました。

報告は以上です。

議長 報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前10時7分中断）

<農地銀行運営委員会議>

<今泉委員 入室>

- 議 長 総会を再開いたします。 (午前 10 時 14 分再開)  
次に「サイエンス・クリエイト事業衛星情報を活用した実証  
実験」について、産業政策課から説明があります。  
＜産業政策課 説明＞  
＜質疑応答＞
- 議 長 なければ、連絡事項をお願いいたします。  
＜連絡事項＞
- 議 長 その他について、何かありませんか。  
なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
委員の方は、本日配布された「資料 2」及び「資料 3」並びに  
書類説明会資料等をその場に置いて退席をお願いします。  
(午前 10 時 35 分終了)



以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

平成 31 年 2 月 27 日

議 長  
(会長職務代理者)

議事録署名者  
( 17 番 中島 博文 委員)

議事録署名者  
( 18 番 日向 勉 委員)